

消防広域化等研修会

～東埼玉消防指令業務共同運用協議会について～



令和5年10月17日(火)

東埼玉消防指令業務共同運用協議会
事務局長 山崎 喜紀 (派遣元:越谷市消防局)

本日の研修会の要旨

- ▶ ①東埼玉消防指令業務共同運用協議会の概要について
- ▶ ②協議会設置の経緯について
- ▶ ③協議会の進捗状況等について



① 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の概要について

消防指令業務の共同運用とは

一般的な消防指令業務は、消防指令センター等において、24時間体制で119番通報を受信し、通話内容から災害発生地点や災害種別を決定、出動部隊を編成し、消防隊・救急隊等への出動指令、現場活動の支援等を実施します。

共同運用とは、複数の消防本部(局)における上記の**消防指令業務**を**1か所の消防指令センター**で行うものです。

国や県の動き

- 国〈総務省消防庁〉 ▶ 「**市町村の消防の連携・協力に関する基本指針**」
(平成29年4月1日消防消第59号消防庁長官発出)
- 埼玉県〈危機管理防災部〉 ▶ 「**埼玉県消防広域化推進計画**」
(平成31年3月改定：計画期限R6.4.1)

消防事務の性質に応じ、事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「**消防の連携・協力**」を推進するため、国からは、市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針が示されており、県も地域の実情を考慮し、推進計画に基づきそれを後押しする形で取り組まれています。



このなかで、消防の連携・協力の推進方策の1つとして、「**消防指令の共同運用**」が挙げられます。

① 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の概要について

■ 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の概要

1	協議会の構成団体	7市町 越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合(吉川市・松伏町)、春日部市、草加八潮消防組合(草加市・八潮市)
2	埼玉県消防広域化推進計画の枠組み	第6ブロック
3	構成消防本部(局)	5消防本部(局) 越谷市消防局、三郷市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局
4	協議会の管轄規模(人口)	1,161,775人 (R5.4.1現在)
5	協議会の管轄規模(面積)	249.80km ² (R5.4.1時点)
6	協議会の管轄規模(署所数)	5本部 8署 20分署 (連携・協力実施計画よりR3.4.1時点)
7	協議会の管轄規模(職員数)	1,319人 (R5.4.1時点)
8	119番通報等処理件数	98,091件 (令和4年中の件数を基に、統一した条件で抽出)
9	救急出動件数	65,776件 (令和4年中)
10	共同運用の方式	協議会方式 (地方自治法第252条の2の2)
11	協議会事務所の場所	越谷市消防局内に事務所を設置 (法定協議会設置時：事務局職員6人)
12	共同消防指令センターの設置場所	越谷市内の利活用可能な公有地(越谷市大泊地内)を候補地とする※予定
13	共同消防指令センターの建物規模	【構造・階数】鉄筋コンクリート造、地上2階建て 【面積】敷地面積1,429m ² 延べ面積1,600m ² ※予定



【予定】共同消防指令センター設置場所

②協議会設置の経緯について

- ▶ **令和2年8月 勉強会の立ち上げ**
※共同運用に関する基礎調査、関係企業に共同消防指令センターを設置した場合の規模や概算費用等の見積聴取、共同運用の効果等について検討
 - ▶ **令和4年2月14日 任意協議会の設立**
※共同運用に関する必要事項の協議・調整（主に調査・研究・検証作業）
 - ▶ **令和4年10月4日 首長会議（調査研究結果報告書の確認）**
※消防指令業務共同運用に関する確認書の作成（単独消防は市長、消防組合は管理者の押印）
 - ▶ **令和4年12月23日 首長説明（規約、連携・協力実施計画の確認）**
※令和5年3月の各議会(組合議会)において協議会設置に関する規約を議決
 - ▶ **令和5年4月11日 協議書調印式（単独消防は市長、消防組合は管理者の署名）**
※協議会を設置することについて、7市町の各首長が協議（長の協議）
 - ▶ **令和5年4月18日 地方自治法第252条の2の2第2項の規定による告示**
 - ▶ **令和5年4月28日 埼玉県への届出**
※届出書・理由書・規約・協議書【写】・議決書【写】・告示【写】
 - ▶ **令和5年5月1日 法定協議会設置**
※東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置
- ↓
- ▶ **令和8年度 (仮称)共同消防指令センターの運用開始【予定】**



② 協議会設置の経緯について

東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置に至るまでのスケジュール		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
■ 勉強会 (消防長会議、総務担当・指令担当勉強会を含む)		勉強会 → (令和2年度上半期から令和3年度下半期まで)							
1	基礎調査 ○実現可能性についての洗い出し ○各消防指令センターの現況把握	→							
2	追加調査 ○概算見積の算出			→					
3	事業概要の検討 ○調査・研究する項目の確認 ○任意協議会の設置に向けた準備			→					
■ 任意協議会 (任意協議会9回、総務部会12回、指令部会6回、合同部会2回)		任意協議会 → (令和3年度上半期から令和5年度上半期まで)							
4	調査・研究 ○重要事項(15項目)について調査・研究					→		→	
5	報告・計画 ○法定協議会の設置上必要な成果物の策定					→		→	
6	議会関連 ○令和5年3月定例会(各市の議会or組合議会) ○会派説明等(R4.1月、8月、11月、R5.2月)					→		→	
7	首長関連 ○首長顔合わせ(R4.6.24)、首長会議(R4.10.4)、 首長説明(R4.12.23)					→		→	
8	議決後の手続き ○協議書調印式(R5.4.11)、告示(R5.4.18)、 埼玉県への届出(R5.4.28)					→		→	

法定協議会の設置

② 協議会設置の経緯について

東埼玉消防指令業務共同運用協議会(任意協議会)における主な調査研究		
	検討 15 項目	調査研究結果報告書後の経過
1	共同化を行う市町村の組合せ	決定
2	共同消防指令センターの設置場所	決定
3	共同運用の方式	決定
4	共同消防指令センターの主な消防通信指令システム	★法定協議会で変更あり
5	共同消防指令センターの配置人員	決定
6	共同消防指令センターに関する経費の負担割合	決定
7	共同消防指令センターに関する経費の概算費用	決定(実際費用は今後)
8	共同消防指令センターの整備に係る主な財政措置	継続検討(一部未申請)
9	共同消防指令センターの建設	継続検討(R5~7 建設工事)
10	法定協議会設置に伴う経費負担	継続検討(予算編成で揭示)
11	共同消防指令センターのメリットを活かした運用	決定(詳細の運用は今後)
12	共同消防指令センターの業務範囲	継続検討(部会で検討中)
13	既存業務システムとの関係	継続検討(事務環境の調整)
14	消防指令業務共同運用のスケジュール	決定
15	消防指令業務の共同運用により得られる効果	継続検討(相互応援・高度運用)

調査研究結果報告書

消防指令業務共同運用に係る
調査研究結果報告書

東埼玉消防指令業務共同運用協議会
令和4年10月

R4.10月

連携・協力実施計画

東埼玉消防指令業務共同運用
連携・協力実施計画

東埼玉消防指令業務共同運用協議会
令和4年12月

R4.12月



③協議会の進捗状況等について

共同消防指令センター及び消防指令システムの整備スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同消防指令センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 用地測量業務委託 ■ 地質調査業務委託 ■ <u>建設工事〔基本〕設計委託1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>建設工事〔実施〕設計委託2</u> ■ 用地購入 ■ 試掘調査委託 ■ <u>センター建設工事1</u> ■ <u>センター工事監理業務委託1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>センター建設工事2</u> ■ <u>センター工事監理業務委託2</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>センター建設工事3</u> ■ <u>センター工事監理業務委託3</u> ■ センター用備品購入 	共同運用開始
消防指令システム	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>基本設計及び発注支援業務委託1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>基本設計及び発注支援業務委託2</u> ■ <u>実施設計及び整備工事1</u> ■ 実施設計照査業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>実施設計及び整備工事2</u> ■ システム工事監理業務委託 	

※ 表中の下線部は、複数年で設定した債務負担行為を表しています（数字は年数カウントです）

③協議会の進捗状況等について

勉強会・任意協議会時の検討ポイント（方向性）

1. 令和2年度に近隣消防本部（局）間で勉強会の気運が高まる
2. 共同運用開始時期は、有利な財源の活用やシステムの更時期を考慮し、令和8年度に決定（特に、緊防債が大きく影響）
3. 設置場所については、当初から「既存施設改修案」と「専用施設新設案」の2つの構想を並行して進めていった
4. 必要経費の負担方法は特に時間をかけて協議した（協議会の運営経費を含め、システム整備等の経費〈整備費・保守費・部分更新費〉の共通部分を人口割100%とした）
5. 構成市町の首長や議員に対する説明は、時期や内容に配慮し構成消防本部（局）間で足並みを揃えて進めることとした
6. 先に協議会を設置している他団体を参考とし、スケジュール感を意識しながら進めることとした（行政視察や照会による資料提供etc...）
7. 重要事項については、協議会内の決定前に、構成団体（特に幹事団体）の関係部局との調整を重ね、お墨付きを得ることとした
8. 法定協議会設置に必要な埼玉県知事への届出書類の作成と首長までの決裁や説明が円滑に進むよう、埼玉県企画財政部地域政策課と事前審査を含め念入りな調整を図ることとした
9. 補助金や地方債の活用条件として、各構成市町の「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」に消防指令の共同運用のキーワードを掲載するため、機を逸せずに必要な改正手続きを踏むこととした
10. 任意協議会の会議から、アドバイザーとして埼玉県危機管理防災部消防課の課長等に助言等をいただくこととした

法定協議会設置後の検討ポイント（課題）

1. 共同で整備するスケールメリットについて、いかに共通認識を持ちながらシステム仕様や運用体制を検討していくか
2. スケールメリットを生かすため、いかに共同消防指令センターの業務範囲を決めていくか（消防本部（局）で行うべき業務とのすみ分け）
3. 共同運用により得られる効果（指令業務の迅速化・人員の効率化・経費の削減・高度な運用など）のバランス
4. 協議会や専門部会の進め方や決定に至るルール作り
5. 協議会方式を適正に運用するためにはいかに規約の解説を整理するかが重要なカギとなる
6. センターの建設工事や消防指令システム整備スケジュールには、早い段階で仕様を固め概算費用を算出できるレベルまでまとめなければならぬ項目があるため、各部会の進め方も工夫が必要となること
7. 協議会設置後、各部会で検討している主な項目

指令センター職員の役職・配置・階級・資格・事務分掌、人事ローテーション、非常時の参集、関係規則・規程等の制定、教育研修計画、ネットワーク環境の整備、入電（災害）種別、出勤計画、車両動態管理、出勤報告書、応援基準、高度な運用、広域応援、口頭指導、PAC、映像伝送装置、大規模災害時の運用（BCPを含む）、消防OA、消防統計、住基台帳の利用範囲・登録、119番通報ヘルプ機能 など

ご清聴ありがとうございました



事務局（派遣職員）の紹介

・写真前列（左から）

- ◇山崎 喜紀（越谷）
- ◇西田 剛士（草加八潮）

・写真後列（左から）

- ◇赤羽根 浩行（吉川松伏）
- ◇齋藤 和彦（三郷）
- ◇東 健太（春日部）
- ◇戸田 康史（越谷）

「共同消防指令センターの設置に向け、志を1つに頑張ります！」

■連絡先 東埼玉消防指令業務共同運用協議会
TEL 048-970-0119
FAX 048-970-0120
E-mail higashisaitama-shirei@city.koshigaya.lg.jp